

## 宮城県飼料用米利用促進事業実施要領

### 第1 事業の目的

この事業は、地域内の飼料用米の利活用の促進及び飼料用米を給与した畜産物及び水産物の高付加価値化を図ることによって、より地域の需要に応じた生産体制が構築され、飼料用米の取組の定着化が図られる。

### 第2 事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

#### (1) 地域内流通マッチング事業

地域内の利用を拡大するため、畜産物や水産物を生産する個人、法人又は団体において飼料用米の給与試験を行うことで、畜産物や水産物への影響を確認し、適正な飼料用米の配合割合や給与形態を検討した上で、飼料用米の利用拡大を図る。

#### (2) 生産物の販路拡大事業

地域の飼料用米を利用して生産された畜産物や水産物について、消費者や実需者へのPR活動等によって付加価値を高め販路を拡大する。

### 第3 事業の経費

本事業の補助対象経費は、別表のとおりとする。

### 第4 事業の実施

(1) 事業の実施は、事業実施計画書（別紙1，2，3）に沿って行うものとする。

(2) 事業の実施期間は、原則として1年とする。

### 第5 事業の推進

この事業を円滑に推進するため、事業実施主体及び県は、次の推進体制を整備するものとする。

#### (1) 地区推進会議

ア 事業実施主体は、飼料用米の生産者、生産者団体、供給者と畜産業・水産業者等の飼料用米利用者の2者以上からなる協議会とし、県と連携して地区推進会議を開催するとともに、次に掲げる事項を検討し、事業の円滑な実施を図るものとする。

(ア) 事業実施計画及び地区推進会議の運営に関する事項

(イ) 事業の実施状況及び実績の検討に関する事項

(ウ) その他、本事業推進のために必要な事項

イ 事業実施主体は、運営等に関する規約を有し、その規約は次に掲げる事項の全てに適合していること。

(ア) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

(イ) 意思決定の方法について定めがあること。

#### (2) 支援体制

県は、この事業が円滑に推進されるように、次に掲げる者から構成される支援体制を整備し、事業実施主体を支援するものとする。

(ア) 地方振興事務所(地域事務所)、試験場、農業改良普及センター、

家畜保健衛生所

(イ) 市町村

(ウ) 農協及び漁協等関連団体

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、知事が必要があると認める者

第6 留意点

(1) 補助事業者は、飼料用米給与試験を実施する場合は、所管の地方振興事務所(地域事務所)、試験場、農業改良普及センター、家畜保健衛生所及び飼料会社等に相談の上、飼養している対象の損耗が起きないように努めること。

(2) 給与試験に参加する畜産物や水産物の生産者は、原則、家畜共済や漁業共済に加入していること。

第7 助成

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第8 その他

この事業の実施について必要な事項は、この要領に定めるもののほか別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

別表（第3関係）

宮城県飼料用米利用促進事業補助対象経費<sup>※1</sup>

経費区分	内 容
1 地域内流通に向けたマッチングに要する経費	原材料費 <sup>※2</sup> ，加工費 <sup>※3</sup> ，保管費，運搬費，試験分析費（成分，品質検査） <sup>※4</sup>
2 生産物の販路拡大に向けたPR活動等に要する経費	商品のパッケージ，ラベル，パンフレット，チラシの作成費 <sup>※5</sup> ，デザイン費，会場借上料
3 共通経費	会議費，専門家等への謝金・報償費，消耗品費，通信費，運搬費，燃料費，旅費

※1：本事業に係るものとして明確に区分できるもの。

※2：原材料のうち飼料用米に要する経費。

※3：外注の場合，成果物が委託先の資産となる場合は対象とできない。

※4：金額，内容が分かる委託契約書を交わすこと。

※5：新たに作成するものに限る（既存の増刷は対象外）。